

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人
国立公文書館

1. 随意契約の見直し計画

- (1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成20年度から順次一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(27.0%) 17	(37.1%) 1.77
一般競争入札等	競争入札			(50.8%) 32	(40.4%) 1.93
	企画競争等	(11.1%) 7	(17.4%) 0.83	(4.8%) 3	(1.8%) 0.09
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(88.9%) 56	(82.6%) 3.95	(17.5%) 11	(20.7%) 0.99
合 計		(100%) 63	(100%) 4.78	(100%) 63	(100%) 4.78

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(-%)	(-%)
				-	-
一般競争入札等	競争入札	/		(100%)	(100%)
				1	0.13
	企画競争等	(100%)	(100%)	(-%)	(-%)
		1	0.13	-	-
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(-%)	(-%)	(-%)	(-%)
		-	-	-	-
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		1	0.13	1	0.13

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(27.4%)	(38.1%)
				17	1.77
一般競争入札等	競争入札	/		(50.0%)	(38.8%)
				31	1.80
	企画競争等	(9.7%)	(15.1%)	(4.8%)	(1.9%)
		6	0.70	3	0.09
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(90.3%)	(84.9%)	(17.7%)	(21.3%)
		56	3.95	11	0.99
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		62	4.65	62	4.65

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）に定められた国の基準に準じ、以下のとおり改正することとした。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の買い入れについて、「300万円を超えないもの」から「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについては、「200万円を超えないもの」から「80万円を超えないもの」に変更
- ・ 役務の提供等を受けるものについて、「200万円を超えないもの」から「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、公共調達 of 適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号）に定められた国の基準に準じ、以下のとおり改正することとした。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の買い入れについて、「300万円を超えないもの」から「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについては、「200万円を超えないもの」から「80万円を超えないもの」に変更
- ・ 役務の提供等を受けるものについて、「200万円を超えないもの」から「100万円を超えないもの」に変更

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

随意契約によることが真にやむ得ないもの以外は、平成 20 年度から順次一般競争入札等に移行することとし、国立公文書館の「随意契約適正化のためのワーキンググループ」（平成 19 年 6 月 14 日設置）において、以下の検討を行う。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 既に実施しているコンピュータ調達に加え、調査研究、広報業務等の技術的要素等の評価を行うことが必要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価する総合評価落札方式による一般競争入札の導入に向けた検討を行う。

- ② 総合評価方式による一般競争入札のマニュアル作成
総合評価方式への円滑な移行を支援する業務マニュアルを作成するため、既に導入している国の機関等の実施例を調査し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順をまとめる。
 - ③ 上記のマニュアルをもとに、現在、企画競争によっている契約等について、平成21年度以降順次移行していく。
- (2) 複数年度契約の拡大
情報システム関連や機器のリース、業務の継続性又は長期性等の観点から複数年度にわたり契約した方が合理的かつ効率的なものについては、一般競争入札等による複数年度契約を締結する。
 - (3) 契約事務等の効率化
随意契約基準の見直し、一般競争入札等の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、事務の体制、入札・契約手続きの在り方、作成書類の内容など契約事務等の効率化について検討する。

3. その他

公共調達競争性の確保、公平性及び透明性を確保するため、随意契約によることとした理由等の審査、決裁等を複数の者により行うことなど、必要な担当職員の確保等体制の強化に向け、関係方面の理解を求めつつ、更に内部牽制体制を有効かつ適切に機能させていく。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載。